

神戸市自立教育労働者組合との交渉議事録

1. 日 時：令和7年9月4日（木）18：30～18：45
2. 場 所：教育委員会会議室
3. 出 席 者：（市）教職員給与課労務制度係長、他1名
（組合）執行委員長、書記長
4. 議 題： 育児等に関する制度改正について

5. 発言内容：

（市） 皆様方におかれましては、日頃から、様々な取り組みについて、ご理解・ご協力をいただき、あらためて感謝申し上げます。

本日は、育児等に関する制度改正についてご提案させていただきたいと考えております。

それでは、お配りしております「育児等に関する制度改正について（案）」をご覧ください。

まず、「1. 概要」でございますが、仕事と育児の両立支援等のため、育児等に関する制度を改正するものです。

「2. 改正内容」でございますが、はじめに「（1）育児部分休業等」につきまして、「①育児部分休業・育児部分休暇の取得パターンの多様化等」として、育児部分休業及び育児部分休暇を下表のとおり改正いたします。

「②会計年度任用職員等に係る育児部分休業の取得要件の変更等」でございますが、育児部分休業について、会計年度任用職員等の取得要件等を下表のとおり改正いたします。

次に「（2）介護時間」につきまして、勤務時間の始め又は終わりに限らず取得することを可能といたします。

次に「（3）その他」につきまして、「育児時間、介護休暇、介護時間、育児部分休業、育児部分休暇、高齢者部分休業」について、各制度を取得する時間と連続して休暇等を取得することを可能といたします。また、これらの制度のうち育児時間を除くものについて、休暇等との併用により1日勤務しないことも可能といたします。

「3. 実施時期」につきましては、いずれも令和7年10月1日といたします。

以上でございます。

（組） 育児部分休業・育児部分休暇は1年ごとに取得パターンを選択するということが、学校の状況などにより期間途中でのパターン変更は認められるのでしょうか。

（市） 提案資料にも記載のとおり、申請時に予測することができなかった事実が生じたことにより、パターンの変更を行わなければ子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認めれば取得パターンの変更も可能です。

- (組) 期間途中でのパターン変更を柔軟に認めるということで良いでしょうか。
- (市) 全ての場合においてパターン変更を認めるということではありませんが、子の養育に支障が出るような場合はパターン変更が可能という制度の趣旨に基づいて判断していくことになろうかと思えます。
- (組) パターン変更を認めるのは、校長になるのでしょうか。
- (市) 任命権者が認めることとなりますので、校長の判断ではありません。ただ、校長を通じて個別の事情をお聞きすることはあると思えます。
- (組) 校長がパターン変更も含めて本制度を理解せず、また所属内にも周知しないと折角の制度が利用されないということになってしまいます。校長への周知や研修などについてはどのように考えていますか。
- (市) 校長への周知はしっかりと行っていきたいと考えています。また今回の制度改正は国の法改正を受けて各自治体でも育児期の柔軟な働き方を実現させるための措置が求められる中で実施するものです。研修の実施も検討しており、仕事と育児の両立支援に繋がるようしっかりと対応していきたいと思えます。
- (組) 会計年度任用職員の取得要件が緩和されるのは前進ですが、制度を利用することで次の任期が更新されないといった不利益な取り扱いを受けるのではないかと危惧しています。
- (市) これまで会計年度任用職員が制度を利用したことで不利益な取り扱いを受けたという事案は聞いたことがありませんが、今後もしそういったことがあれば、個別に状況を確認し対応させていただきたいと思えます。
- (組) 介護時間について勤務時間の始めと終わりに限らず取得が可能になるということですが、校長の判断次第で制度が利用しにくくなることを懸念しています。
- (市) しっかりと周知を行い制度への理解が深まるようにしていきます。
- (組) 育児部分休業・育児部分休暇の取得パターンの変更が柔軟に認められるのか、校長に正しく周知し、また研修などを通じて制度理解を深めて利用されやすい制度となるのか、また身分が不安定な会計年度任用職員などが制度を利用することで不利益な取り扱いを受けることがないかについては懸念があり、運用面での柔軟性確保と周知および研修の徹底を強く求めたいと思えますが、今回の改正は仕事と育児の両立支援に繋がる一定の前進だと思いますので、了とさせていただきます。